

# ○男鹿地区消防本部の組織等に関する規則

昭和48年6月1日  
規則第5号

改正 昭和50年6月20日規則第5号  
昭和52年5月28日規則第5号  
昭和61年3月27日規則第2号  
昭和62年4月2日規則第1号  
平成18年3月20日規則第1号  
平成19年3月26日規則第1号  
令和2年3月27日規則第1号

(目的)

**第1条** この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第2項及び第11条第1項の規定により男鹿地区消防本部（以下「消防本部」という。）の組織等について定めることを目的とする。

(消防職員)

**第2条** 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

- 2 第1項の職員のほか、事務職員、技術職員及びその他の職員を置くことができる。
- 3 消防職員の階級は、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長及び消防士とする。

(消防長)

**第3条** 男鹿地区消防長（以下「消防長」という。）は、消防監をもってこれに充てる。

(消防次長)

**第4条** 消防本部に消防次長を置く。

- 2 消防次長は、消防司令長をもって充てる。
- 3 消防次長は、消防長の命を受け消防職員を指揮監督する。

(消防長代理)

**第5条** 消防長に事故があるとき、消防次長が消防長の職務を代理する。ただし、重要な事項については、管理者の決裁を得なければならない。

(課及び参事、主査)

**第6条** 消防本部に総務課、警防課、予防課、通信指令課、救急課を置く。

- 2 課に課長を置き、それぞれ消防司令長をもって充てる。
- 3 課長は、上司の命を受けて部下の職員を指揮監督し、主管の事務を処理する。
- 4 課には、補佐を置くことができる。ただし、補佐は消防司令又は消防司令補をもって充てる。

- 5 補佐は、課長を補佐し、課長に事故があるとき、又は欠けたときにその職務を代理する。
- 6 課に次の係を置く。
  - (1) 総務課 総務係
  - (2) 警防課 警防係
  - (3) 予防課 予防係
  - (4) 通信指令課 通信指令係
  - (5) 救急課 救急係
- 7 前項の係に係長を置くことができる。ただし、係長は、消防司令補をもって充てる。
- 8 係長は、上司の命を受けて係の事務分掌を掌握し、部下の職員を指揮監督する。
- 9 参事、主査を置くことができる。
- 10 参事は、上司の命を受けて、特命事務のほか、重要事項の事務に従事する。
- 11 主査は、上司の命を受けて特定の事務に従事する。

(補則)

**第7条** この規則の施行について必要な事項は、消防長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、昭和48年6月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和50年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

#### 附 則 (昭和52年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和61年規則第2号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和62年規則第1号)

この規則は、昭和62年5月1日から施行する。

#### 附 則 (平成18年規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成19年規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和2年規則第1号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。